

ID: 484-2

担当部署: 市立総合病院 医事課 医事係

処分の概要	診療報酬等の後納承認		
例規名 根拠条項	名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例 第3条ただし書		
例規番号	平成29年12月20日条例第37号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (診療報酬等の納期限)  第3条 診療報酬等のうち、診療を受けた者が負担すべき金額は即時納付しなければならない。  ただし、入院中の者及び管理者が特別の事情があると認める者については、この限りでない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	平成30年6月15日